

2026 年 7 月 30 日

令和 8 年熊本地震に係る「特別融資制度」「緊急時短期資金制度」の新設 ならびに「緊急時条件変更」の取扱開始について

当行は、令和 8 年熊本地震による影響を受けた法人・個人事業主の皆さまへの対応を目的として、下記の融資に関する商品の取り扱いを開始いたしましたのでお知らせいたします。

幅広いご相談を賜りますので、お気軽にご相談ください。

記

1. 事業資金に係るお借入れ

お借り入れ 内容	肥後銀行からのお借入れ	熊本県信用保証協会保証付きの 肥後銀行からのお借入れ
商品/制度	「令和 8 年熊本地震対応特別融資」	「緊急時短期資金」
対象となる お客さま	令和 8 年熊本地震により事業に影響を受けた 法人・個人事業主	令和 8 年熊本地震により事業に影響を受けた 県内中小事業者
お使いみち	運転資金	
融資金額	100 百万円以内	直近決算期（直近確定申告）の 月商 1 ヶ月以内 （現在のお借り入れ分も含めて 280 百万円以内）
借入期間	10 年以内 （証書貸付の場合据置期間 1 年以内）	6 ヶ月以内・期日一括のみ
融資利率	当行所定利率	

2. 返済条件変更

対象となる お客さま	令和 8 年熊本地震により事業に影響を受けた 法人・個人事業主	令和 8 年熊本地震により事業に影響を受けた 県内中小事業者
対象となる お借入れ	肥後銀行からのお借入れ	熊本県信用保証協会保証付きのお借入れ
条件変更 内容	ご相談に応じた条件変更	6 ヶ月以内元金据置

※お申し込みに際し所定の審査がございます。ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。各詳細は窓口にお問い合わせください。

（ご参考：関連ニュースリリース）

[令和 8 年熊本地震の被害を受けられたお客さま向けご相談窓口の設置について](#)

以 上

《本件に関するお問い合わせ》

肥後銀行 マーケティング部 金子 電話：096-326-8607
肥後銀行 与信統括部 徳永 電話：096-326-8610